



—東北生産性本部—

平成27年度労使定例政策研究会 第1回例会開催

テーマ

「昨今の労働関係法令改定と今後の動向」



■平成27年9月29日（火）開催

★講師 三島法律事務所 弁護士 真田 昌行 氏

『平成27年度労使定例政策研究会』は、現在、政府が『成長戦略』のひとつとして、日本の労働生産性を高めていくため、「働き方改革」や「多様な働き方の実現」「若者・高齢者等の活躍促進」「女性の活躍促進」「グローバル化等に応ずる人材力の強化」などへの取り組みを進めていることを踏まえ、これらに関連するテーマについて、それぞれ専門の先生方をお招きして4回にわたり講演をいただくことといたしました。

今回の第1回例会は、三島法律事務所 弁護士 真田昌行様をお招きしてご講演をいただきました。

当初、今般の国会で「労働基準法改正」が成立すれば、真田弁護士から詳しく解説いただく予定としていたものの、今国会での成立が見送られたため、真田弁護士からは簡単に触れていただく程度の解説に留めたものとなりました。

講演では、まず最初に、平成 27 年 9 月 11 日に成立し、9 月 30 日から施行される『労働者派遣法改正』ならびにそれに関連し、平成 27 年 10 月 1 日から施行される『労働契約申込みみなし制度』について、資料に基づき詳しく解説いただきました。

特に『労働者派遣法改正』では、現行制度での専門業務等のいわゆる「26 業務」での派遣期間制限無しと、その他の業務の最長 3 年の期間制限が廃止され、今後は、いずれの業務も、

- ① 事業所単位の期間制限として、派遣先の同一の事業所における派遣労働者受入れは 3 年を上限とし、それを超えて受け入れるためには労働組合等からの意見聴取が必要なこと。
- ② 個人単位の期間制限として、派遣先の同一の組織単位（課）における同一の派遣労働者の受入れは 3 年を上限とすること。

また、この期間規制の見直しに伴い、10 月 1 日に施行される『労働者契約申込みみなし制度』により、期間制限に違反して労働派遣を受け入れている場合には、違法行為が行われた時点で、派遣先で労働契約の申込みをしたとみなされることになるので十二分に注意が必要と話されました。

引き続き、平成 24 年 8 月 10 日に成立した『労働契約法改正』、平成 24 年 8 月 29 日に公布された『高齢者雇用安定法改正』そして今国会では見送りになった『労働基準法改正（案）』のポイントについて解説いただきました。

最後に、昨今の労働法関係最高裁判例の紹介として、①マタニティハラスメントに関して争われた判例 ②労災保険給付受給者労働者に対し、打切り補償を支払った場合の解雇の有効性について争われた判例について、詳しく解説いただきました。

以上のように、昨今改正された労働関係法令の内容や留意点等の理解を深めていただくことができた講演となりました。

特に「労働者派遣法改正」は施行日直前の講演でもあり、多数の質問が出されるなどタイムリーな解説をいただくことができました。

ご参加いただきました皆様を含め、会員各位のご協力に感謝申し上げます。

今後の労使定例政策研究会のご案内

多数ご参加くださるようご案内いたします。

例会	日 時	演 題 ・ 講 師
第2回	H27 年 10 月 21 日(水) 14:30～16:30 東北電労会館	『高齢従業員の戦力化実現に向けた課題と対策』 黒川経営労務事務所 所長 黒川 一郎 氏
第3回	H28 年 2 月 3 日(水) 14:30～16:30 東北電労会館	『我が国の社会保障の現状と今後の課題』 週刊社会保障 副主幹 竹内 純 氏
第4回	H28 年 3 月 3 日(木) 14:30～16:30 東北電労会館	『女性の活躍促進と労働環境づくり』 西嶋社会保険労務士事務所 所長 西嶋 淑子 氏

*今後の各例会に参加ご希望の方は、東北生産性本部（Tel 0 2 2 - 2 6 1 - 0 4 1 1）までご連絡ください。